



様式第 16 号（第 12 条関係）

令和 5 年 4 月 27 日

三 豊 市 長 様

申請者

団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者氏名 理 事 長 菅 原 順 三

電話番号 0875-67-3790 (大石秀子)

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 4 年 4 月 1 日付け三政地第 7 号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 実績報告額 | 9,231,866 円 |
| 2 | 添付書類 | |
| | (1) 事業報告書 | 1 部 |
| | (2) 決算監査報告書 | 1 部 |
| | (3) 貸借対照表 | 1 部 |
| | (4) 財産目録 | 1 部 |
| | (5) 収支決算書 | 1 部 |
| | (6) 全役員名簿 | 1 部 |
| | (7) 事業年度末の定款又は規約 | 1 部 |
| | (8) その他市長が必要と認める書類 | |

以上

令和4年度事業報告及び収支決算報告について

令和4年度 事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

(1) 5つの部会と7つの事業

- ・[まもろう環境部会] 財田「さくらの郷」計画では、市民の憩いの場になるよう継続して整備を行い財田町の桜の名所として知名度が高くなってきた。
- ・[あんしん安全部会] カーブミラー清掃では、清掃時に点検を行い三豊市へ報告後、修繕された。
- ・[にこにこ元気部会] グラウンドゴルフ大会では、大会開催だけでなく脈波測定器で血管年齢を計り、三豊市健康課より派遣された保健師による健康指導を行うことで、町民の健康意識の向上につなげた。
ポン菓子加工販売では、有料で加工サービスを行うことで収益金となり、かつ団体名の認知度が向上した。
- ・[ふれあい交流部会] 芸術士派遣事業では、芸術士による多様な表現活動に触れ子どもたちの感受性を育み、笑顔を創出する事できた。
文化芸術による子どもたちの育成事業では、和光中学校の音楽祭に合わせ、貴重なアラブ音楽の生演奏を聴く機会を創出した。
- ・[広報部会] 年2回広報誌の発行をはじめ、ホームページやSNSで情報発信を行い大勢の方に広報活動ができた。

(2) 地域団体などとの連携事業

- ・[財田町自然観察同好会] 財田の里で化石を探そうでは、町外の参加者も多く「化石の町財田」を知ってもらう事ができた。
- ・[財田のむかしばなし伝承の会] 冊子作成では、むかしばなし全54話を冊子にまとめ、約650冊を販売し町内だけでなく、海外在住の財田出身の方へも「新 財田のむかしばなし」を広めた。「財田のむかしばなしゆかりの地めぐり」では、参加者が財田の名所やゆかりの地を巡ることで、令和2年に設置した説明板を活かす活動ができた。また説明板の清掃活動では同時に点検を行い安全確認ができた。
- ・家族を守るまちづくり相続セミナーでは、相続の基礎や対策について参加者に知識習得機会を与えることができた。
- ・財TURN*移住定住促進事業では、年間を通し移住希望者へのオンライン相談窓口を設置した。また令和4年度は1家族3人の移住につなげた。
- ・少年少女ものづくり教室では、子どもたちが手作りのラジオ製作を行い、ものづくりに興味を持たせることができた。
- ・宝山湖の彼岸花をまもる会では、彼岸花植栽地一帯の草刈り作業を実施した。彼岸花開花時期には、大勢の見学者が訪れる場所になった。

2 個別事業報告書

1 まもろう環境部会

事業名	財田「さくらの郷」計画			
事業内容	塔重山公園、戸川ダム公園を中心に財田を「さくらの郷」として市民が集い憩いの場となることを目的に、草刈り・害虫防除、また、枯れ枝の伐採などの管理を行った。			
実施日時	令和4年7月3日、7月20日、8月5日 令和5年2月12日			
実施場所	塔重山公園 戸川ダム公園 他			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数一人	
役務提供者	まもろう環境部会 まちづくり推進隊財田会員 自治会連合会財田支部 自治会長 他		実人数 90人 延べ人数 90人	
決算額	収入額	243,807円	支出額	243,807円
	内訳 受取交付金	243,807円	内訳 業務委託費 会議費 通信運搬費 消耗品費 燃料費	113,100円 13,381円 9,072円 101,294円 6,960円

2 あんしん安全部会

事業名	カーブミラー清掃活動			
事業内容	町内の道路を通るドライバーや歩行者がミラーを認識し、出合い頭の事故防止を目的に、町内に設置しているカーブミラーの清掃活動と不具合箇所の確認を行い、三豊市へ報告した。			
実施日時	令和4年11月5日			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数一人	
役務提供者	あんしん安全部会 まちづくり推進隊財田会員 三豊市交通安全協会財田支部 地域安全推進委員 三豊警察署財田上・中駐在所		延べ人数 28人 実人数 28人	
決算額	収入額	5,880円	支出額	5,880円
	内訳 受取交付金	5,880円	内訳 通信運搬費 燃料費	4,200円 1,680円

3 にここに元気部会

事業名	まちづくり推進隊財田理事長杯 グラウンドゴルフ大会			
事業内容	子どもから大人まで、誰でも気軽に楽しみ、健康的なグラウンドゴルフを町民に知ってもらい、参加者同士の交流を深める事を目的に、大会を開催した。また、脈波測定器を使用して参加者の身体測定を行い、三豊市健康課の保健師による健康指導を行った。			
実施日時	令和5年3月5日			
実施場所	財田町総合運動公園			
参加者・受益者	財田町民 財田さわやかクラブ			延べ人数 16人
役務提供者	ここに元気部会 財田さわやかクラブ 三豊市健康課保健師			実人数 4人 延べ人数 4人
決算額	収入額	10,737円	支出額	10,737円
	内訳	10,737円	内訳 会議費 消耗品費	2,430円 8,307円

4 にここに元気部会

事業名	ポン菓子加工販売事業			
事業内容	お米の消費拡大とポン菓子の知名度向上を目的に、有料で加工するサービスを4回行った。地域の催し物などの出店は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により縮小した。			
実施日時	令和4年6月25日、9月24日、10月29・30日（たからだ文化祭） 12月17日			
実施場所	財田支所横屯所 財田町公民館			
参加者・受益者	財田町民 他			延べ人数一人
役務提供者	ふれあい交流部会 まちづくり推進隊財田会員 他			実人数6人 延べ人数21人
決算額	収入額	76,150円	支出額	27,705円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 会議費	2,430円
	受取負担金	76,150円	消耗品費	9,350円
			燃料費	3,605円
	収入 76,150円		水道光熱費	6,000円
	支出 27,705円		材料費	6,320円
差引	48,445円			

5 ふれあい交流部会

事業名	芸術士派遣事業			
事業内容	幼い頃から芸術に触れることで、次代を担う財田の子どもたちの無限の可能性を引き出す事を目的に、財田こども園へNPO法人アーキペラゴの芸術士の派遣を行った。(18回)			
実施日時	3歳児(19名) 5月20日、31日、6月3日、7月5日、10月14日、12月15日 4歳児(25名) 5月12日、6月17日、7月4日・8日、9月8日、12月16日 5歳児(12名) 5月24日、6月7日、7月14日、9月29日、10月11日、12月20日			
実施場所	三豊市立財田こども園			
参加者・受益者	三豊市立財田こども園	延べ人数 336人		
役務提供者	ふれあい交流部会 NPO法人アーキペラゴ 芸術士：ルカ・ローマ氏	実人数 3人 延べ人数 3人		
決算額	収入額	359,370円	支出額	359,370円
	内訳 受取交付金	359,370円	内訳 業務委託費	359,370円

6 ふれあい交流部会

事業名	文化芸術による子どもたちの育成事業			
事業内容	子どもたちの豊かな想像力や創造力、コミュニケーション能力を養うことを目的に、アラブ音楽の奏者を招き、和光中学校の音楽祭に合わせ芸術鑑賞の機会の提供を行った。			
実施日時	令和4年10月22日			
実施場所	三豊市立和光中学校 体育館			
参加者・受益者	三豊市立和光中学校生徒と保護者 他	延べ人数 200人		
役務提供者	ふれあい交流部会 ちゃいぶ28プランニング ウッド奏者：常味裕司氏 ダルブッカ奏者：永田充氏	実人数 3人 延べ人数 3人		
決算額	収入額	370,026円	支出額	370,026円
	内訳 受取交付金	370,026円	内訳 燃料費 印刷製本費 業務委託費	2,076円 7,950円 360,000円

7 広報部会

事業名	広報誌発行 SNS 発信事業			
事業内容	<p>広報誌「まちづくり財田」16号を令和4年7月に、17号を令和5年1月に発行した。</p> <p>町内外の行事、イベント等をまちづくり推進隊財田の Facebook を活用して情報発信を行った。</p> <p>また、毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成して、各戸配布を行い地域の方に活動報告や情報提供を行った。</p>			
実施日時	通年			
実施場所	まちづくり推進隊財田事務局 財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数一人	
役務提供者	広報部会 まちづくり推進隊財田会員 財田町民 他		実人数3人 延べ人数15人	
決算額	収入額	149,686 円	支出額	149,686 円
	内訳 受取交付金	149,686 円	内訳 印刷製本費	149,686 円

8 自主事業【継続】

事業名	財田の里で化石を探そう！			
事業内容	<p>岩石から化石を採取する楽しさを知る機会を創出することを目的に、初級者コースと上級者コースに分け専門家講師の指導を受けながら化石採取や観察会を行った。</p>			
実施日時	令和4年10月15日			
実施場所	財田町財田上 灰倉地区			
参加者・受益者	三豊市内の親子 他		延べ人数21人	
役務提供者	財田町自然観察同好会 さぬき市雨滝自然科学館館長 香川大学博物館館長 まちづくり推進隊財田会員 他		実人数15人 延べ人数15人	
決算額	収入額	78,934 円	支出額	78,934 円
	内訳 受取交付金 受取負担金	51,134 円	内訳 諸謝金	44,084 円
		27,800 円	食料費	20,400 円
			印刷製本費	10,260 円
			賃借料	4,190 円

9 自主事業【継続】

事業名	財田のむかしばなしチラシ冊子作成			
事業内容	財田町に古くから伝わる“むかしばなし”のチラシ作成を行い、毎月の広報配布時に町内全戸配布した。 令和2年5月から毎月配布した全54話を集約し「新財田のむかしばなし」冊子を作成、令和4年12月から予約販売を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数 一人	
役務提供者	財田のむかしばなし伝承の会 他賛同者		実人数 7人 延べ人数 84人	
決算額	収入額	270,736円	支出額	270,736円
	内訳 受取交付金 受取負担金	60,736円 210,000円	内訳 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費	4,396円 265,980円 360円

10 自主事業【新規】

事業名	財田のむかしばなしゆかりの地めぐり			
事業内容	令和2年に設置した昔話の説明板やそれにまつわるお話や史跡を広く知ってもらう事を目的に、ゆかりの地めぐりを行った。			
実施日時	第1回令和4年11月27日 第2回令和5年3月26日（雨天により中止）			
実施場所	第1回大野地地区（すもうとり塚と伊舎那院） 第2回戸川地区（溪道神社、世の中桜と鮎返りの滝）※中止			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数 44人	
役務提供者	共催：三豊市財田町公民館 財田のむかしばなし伝承の会 伊舎那院ご住職 他		実人数 7人 延べ人数 35人	
決算額	収入額	29,510円	支出額	29,510円
	内訳 受取交付金	29,510円	内訳 諸謝金 消耗品費 印刷製本費	5,000円 16,280円 8,230円

11 自主事業【継続】

事業名	説明板の清掃活動			
事業内容	令和2年に設置した昔話の説明板4カ所と、平成26年に和光中の学生中が制作した史跡案内板13ヶ所の清掃活動を実施した。また、腐食等の点検を行い、安全面の確認も行った。			
実施日時	令和4年11月20日			
実施場所	財田町内 説明板設置箇所			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数 1人	
役務提供者	財田のむかしばなし伝承の会		実人数 8人 延べ人数 8人	
決算額	収入額	1,828円	支出額	1,828円
	内訳 受取交付金	1,828円	内訳 消耗品費 燃料費	1,188円 640円

12 自主事業【継続】

事業名	財田少年少女ものづくり教室			
事業内容	子どもたちに基礎的な作品製作を通し、ものづくりに興味関心を持ってもらうことを目的に、電子工作に関する技術やプログラミングを学べる教室を開催し「手作りの高周波FMラジオ」の製作を行った。			
実施日時	令和4年8月3日			
実施場所	財田町公民館 大会議室			
参加者・受益者	財田町民		延べ人数 4人	
役務提供者	まちづくり推進隊財田会員 他賛同者		実人数 2人 延べ人数 4人	
決算額	収入額	3,710円	支出額	3,710円
	内訳 受取交付金 受取負担金	1,710円 2,000円	内訳 消耗品費 印刷製本費	2,200円 1,510円

13 自主事業【継続】

事業名	相続対策まるわかり勉強会			
事業内容	分かりやすく相続の勉強ができる場を提供することを目的に、第1部「相続の基本」第2部「相続の対策」の全2回の勉強会を開催した。			
実施日時	第1部：令和4年8月20日 第2部：令和4年8月27日			
実施場所	財田町公民館大会議室			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数 8人	
役務提供者	まちづくり推進隊財田 会員		実人数 2人 延べ人数 4人	
決算額	収入額	4,360 円	支出額	4,360 円
	内訳 受取交付金	1,360 円	内訳 会議費	210 円
	受取負担金	3,000 円	印刷製本費	4,150 円

14 自主事業【継続】

事業名	移住定住促進事業			
事業内容	財田町へこれから移住をしようと考えている人たちを包括的にサポートすることを目的に、空き家の清掃活動・移住希望者へ向けた町内の案内・HPの作成などを行った。また、アグリイノベーション大学校（社会人向け週末農業の学校）の農業体験ツアーの受け入れを行った。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 移住希望者 他		延べ人数 一数	
役務提供者	財 TURN* アグリイノベーション大学校 他		実人数 8人 延べ人数 30人	
決算額	収入額	58,191 円	支出額	58,191 円
	内訳 受取交付金	58,191 円	内訳 会議費	761 円
			通信運搬費	57,430 円

15 自主事業【継続】

事業名	財田診療所第1・2医師住宅管理事業			
事業内容	移住促進を目的に、三豊市健康課より借り受けている医師住宅2棟の維持管理、利用促進を行った。			
実施日時	利用期間 R4年4月から三か月間／6月から一か月間／R5年1月21日から3日間 清掃、草刈 R4年5月25日、8月24日、R5年1月27日、2月21日			
実施場所	国保財田診療所第1・2医師住宅			
参加者・受益者	住宅利用者（3組）		延べ人数5人	
役務提供者	財TURN* シルバー人材センター		実人数8人 延べ人数56人	
決算額	収入額	301,882円	支出額	301,882円
	内訳 受取交付金 受取負担金	62,982円 238,900円	内訳 消耗品費 水道光熱費 修繕費 業務委託費 租税公課	15,313円 195,685円 52,690円 37,194円 1,000円

16 自主事業【継続】

事業名	宝山湖の彼岸花保全事業			
事業内容	県内外から多くの見物人が訪れる宝山湖の彼岸花の植栽地を守るため、年2回草刈り作業を行った。（重機の草刈り作業を含む）			
実施日時	令和4年5月14日、9月3日			
実施場所	宝山湖の彼岸花植栽地			
参加者・受益者	財田町民 他		延べ人数一人	
役務提供者	宝山湖の彼岸花をまもる会 まちづくり推進隊財田会員 水資源機構香川用水管理所 JA財田支店		実人数10人 延べ人数30人	
決算額	収入額	141,624円	支出額	141,624円
	内訳 受取交付金	141,624円	内訳 会議費 燃料費 通信運搬費 業務委託費	13,830円 8,470円 9,324円 110,000円

17 自主事業【追加】

事業名	鳥獣害対策寄付金事業			
事業内容	本年、宝山湖の彼岸花植栽地一帯がイノシシ被害を受けたため、寄付金でイノシシ防護柵を購入し設置を行った。			
実施日時	令和5年2月15日			
実施場所	宝山湖の彼岸花植栽地			
参加者・受益者	財田町民 他			延べ人数一人
役務提供者	宝山湖の彼岸花をまもる会 まちづくり推進隊財田会員 水資源機構香川用水管理所			実人数 14人 延べ人数 14人
決算額	収入額	397,000円	支出額	231,320円
	内訳 受取交付金 受取寄付金	0円 397,000円	内訳 消耗備品費	231,320円
	収入	397,000円		
	支出	231,320円		
	差引	165,680円		

18 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会財田支部 事務局			
事業内容	自治会連合会財田支部に関する事務を行った。 総会(新型コロナウイルスのため書面議決にて実施)、役員会、三役会、 街頭交通監視、桜の苗木配布 等			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内 財田町公民館			
参加者・受益者	財田町民			延べ人数一人
役務提供者	各自治会長 まちづくり推進隊財田事務局			実人数 34人 延べ人数 130人
決算額	収入額	170,000円	支出額	170,000円
	内訳 受取交付金	170,000円	内訳 支払助成金	170,000円

※三豊市自治会連合会財田支部（別会計）で実施。

19 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部 事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する事務を行った。 総会（新型コロナウイルスのため書面議決にて実施）、役員会、三役会 町内一斉清掃（道路・河川）、研修会（座学） またゴミ収集カレンダー作成、段ボールコンポスト受付配布を行った。 ごみ集積所整備補助金の申請（2自治会）		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内 財田町公民館		
参加者・受益者	財田町民	延べ人数一人	
役務提供者	各地衛生委員 まちづくり推進隊財田事務局	実人数 34 人 延べ人数 300 人	
決算額	収入額	—	支出額 —

※三豊市地区衛生組織連合会財田支部（別会計）で実施。

20 移譲業務

事業名	交通安全			
事業内容	財田町民の交通安全意識向上のため、交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンと反射板着用啓発街頭キャンペーンを行った。			
実施日時	令和4年4月8日、9月30日			
実施場所	三豊市財田支所前			
参加者・受益者	財田町民	延べ人数一人		
役務提供者	三豊市交通安全協会 三豊市安全運転管理者協議会役員 三豊市交通安全母の会 三豊警察署 三豊市財田支所 まちづくり推進隊財田事務局	実人数 30 人 延べ人数 30 人		
決算額	収入額	円	支出額	4,860 円
	内訳 受取交付金	4,860 円	内訳 会議費	4,860 円

21 その他

事業名	取次業務	
事業内容	グリーンパトロールの窓口	
実施日時	通年	
実施場所	まちづくり推進隊財田 事務局	
参加者・受益者	財田町民	延べ人数一人
役務提供者	まちづくり推進隊財田 事務局	実人数2人
決算額	収入額 ー	支出額 ー

4. 総会及び理事会等の開催状況

(1) 総会の開催状況

会議名	令和4年度通常総会
開催日時	令和4年4月20日（水）午後7時00分～午後8時02分
出席状況	会員総数76名 うち出席者52名（うち本人出席19名、委任状出席33名）
審議及び議決内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度活動報告及び活動決算報告について（可決） ・令和3年度会計監査報告について（可決） ・令和4年度活動計画（案）及び活動予算（案）について（可決）

(2) 理事会等の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
三役会	R5年3月2日 8:50～10:10	理事長 副理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度収支予算（案）について ・役員候補者届け出状況について ・その他

会議名 理事会	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回	R4年4月13日	理事 10名	・令和4年度通常総会提出議案について（可決）
	19:00～19:50	監事 1名	
第2回	R4年5月17日	理事 12名	・「水辺の納涼祭」の出店について（否決）
	19:00～20:16	監事 2名	
第3回	R4年6月16日	理事 13名	・就業規則の一部変更について（可決） ・まちづくり推進隊合同発表会への参加及び費用負担について（可決）
	19:30～20:33	監事 2名	
第4回	R4年7月20日	理事 12名 監事 1名	・第1四半期活動決算について（可決） ・自主事業（彼岸花保全事業）の追加予算について（可決） ・令和5年度の事業計画（案）について（可決）
	19:30～20:58		
第5回	R4年8月19日	理事 10名	・自主事業（財田の里で化石を探そう）の追加予算（案）について（可決）
	19:30～20:23	監事 2名	
第6回	R4年9月21日	理事 12名	・令和5年度事業計画（案）提出について（可決）
	19:30～20:22	監事 1名	
第7回	R4年10月20日	理事 10名	・第2四半期決算について（可決）
	19:00～19:45	監事 1名	
第8回	R4年11月17日	理事 9名	・提出議案なし
	19:00～19:25	監事 0名	
第9回	R4年12月15日	理事 10名	・提出議案なし
	19:00～19:30	監事 2名	
第10回	R5年1月25日	理事 11名	・第3四半期決算について（可決） ・令和5年度の活動提案15件について（可決） ・役員改選について（可決）
	19:00～20:45	監事 0名	
第11回	R5年2月15日	理事 13名	・R5年度の活動提案2件について（可決1保留1） ・R5年度交付金申請関係書類の送付について（可決）
	19:00～20:13	監事 2名	
第12回	R5年3月7日	理事 11名	・令和5年度の交付金申請について（可決）
	19:00～20:12	監事 2名	

決算報告書

第 11期

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上2 1 7 1 番地 1

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】		
【受取助成金等】		
受取寄付金	397,000	
受取負担金	557,850	
受取交付金	9,231,866	10,186,716
【その他収益】		
受取利息		26
雑収入		4,444
経常収益計		10,191,186
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
材料費(事業)	6,320	
業務委託費(事業)	979,664	
諸謝金(事業)	49,084	
印刷製本費(事業)	447,766	
会議費(事業)	37,902	
通信運搬費(事業)	80,386	
消耗品費(事業)	158,328	
消耗備品費(事業)	231,320	
食糧費(事業)	20,400	
修繕費(事業)	52,690	
水道光熱費(事業)	201,685	
賃借料(事業)	4,190	
燃料費(事業)	23,431	
支払助成金	170,000	
租税公課(事業)	1,000	
その他経費計	2,464,166	
事業費計		2,464,166
【管理費】		
(人件費)		
給料手当	4,972,373	
役員議事報償費	466,000	
法定福利費	797,123	
人件費計	6,235,496	
(その他経費)		
支払協賛金	7,970	
印刷製本費	91,683	
会議費	23,823	
車両費	10,028	
車両燃料費	19,909	
通信運搬費	183,305	
消耗品費	283,345	
消耗備品費	31,700	
水道光熱費	74,400	
減価償却費	204,605	
保険料	132,187	
諸会費	3,000	
リース料	322,704	
支払手数料	1,375	
研修費	6,000	
その他経費計	1,396,034	
管理費計		7,631,530

活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

経常費用 計	10,095,696
当期経常増減額	95,490
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	95,490
法人税、住民税及び事業税	81,500
当期正味財産増減額	13,990
前期繰越正味財産額	483,000
次期繰越正味財産額	496,990

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	768,134
小口 現金	16,142	預り金 (源泉所得税)	6,189
普通 預金	1,860,215	流動負債 計	774,323
現金・預金 計	1,876,357	負債合計	774,323
流動資産合計	1,876,357	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	1,590,546
構 築 物	76,860	当期正味財産増減額	13,990
機 械 及 び 装 置	205,763	正味財産 計	1,604,536
什 器 備 品	59,352	正味財産合計	1,604,536
有形固定資産 計	341,975		
工 具 器 具 備 品	160,527		
固定資産合計	502,502		
資産合計	2,378,859	負債及び正味財産合計	2,378,859

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	16,142		
普通 預金	1,860,215		
現金・預金 計	<u>1,876,357</u>		
流動資産合計		1,876,357	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	76,860		
機械及び装置	205,763		
什器 備品	59,352		
有形固定資産 計	<u>341,975</u>		
工具器具備品	160,527		
固定資産合計		<u>502,502</u>	
資産の部 合計			2,378,859
		《負債の部》	
【流動負債】			
前受交付金	768,134		
預り金 (源泉所得税)	6,189		
流動負債 計	<u>774,323</u>		
負債の部 合計			<u>774,323</u>
正味財産			<u>1,604,536</u>

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】		
【受取助成金等】		
受取寄付金	397,000	
受取負担金	557,850	
受取交付金	9,231,866	
【その他収益】		
受取 利息	26	
雑収入	4,444	
経常収益 計		10,191,186
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
材料費(事業)	6,320	
業務委託費(事業)	979,664	
諸 謝 金(事業)	49,084	
印刷製本費(事業)	447,766	
会 議 費(事業)	37,902	
通信運搬費(事業)	80,386	
消耗品 費(事業)	158,328	
消耗備品費(事業)	231,320	
食 糧 費(事業)	20,400	
修 繕 費(事業)	52,690	
水道光熱費(事業)	201,685	
賃 借 料(事業)	4,190	
燃料費(事業)	23,431	
支払助成金	170,000	
租税 公課(事業)	1,000	
その他経費計	2,464,166	
事業費 計		2,464,166
【管理費】		
(人件費)		
給料 手当	4,972,373	
役員議事報償費	466,000	
法定福利費	797,123	
人件費計	6,235,496	
(その他経費)		
支払協賛金	7,970	
印刷製本費	91,683	
会 議 費	23,823	
車 両 費	10,028	
車両燃料費	19,909	
通信運搬費	183,305	
消耗品 費	283,345	
消耗備品費	31,700	
水道光熱費	74,400	
減価償却費	204,605	
保 険 料	132,187	
諸 会 費	3,000	
リース 料	322,704	
支払手数料	1,375	
研 修 費	6,000	
その他経費計	1,396,034	
管理費 計		7,631,530
経常費用 計		10,095,696
当期経常増減額		95,490

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	95,490
法人税、住民税及び事業税	81,500
当期正味財産増減額	13,990
前期繰越正味財産額	1,590,546
次期繰越正味財産額	1,604,536

様式第 18 号 (第 12 条関係)

監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長 菅原 順三 様

令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 1 日~令和 5 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田


令和 5 年 4 月 13 日

監事

伊藤 悟 

令和 5 年 4 月 13 日

監事

中原 優季 

この写しは、原本に相違ないことを証明する。

令和 5 年 4 月 25 日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 菅原 順三 

全 役 員 名 簿

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
副理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
副理事長	岡崎 和朗	三豊市財田町財田中4089	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	込山 賢治	三豊市財田町財田上1785	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	森 啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	信里 佳紀	三豊市財田町財田上315-3	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
理 事	佐長 光祥	三豊市財田町財田上6986	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
監 事	中原 優季	三豊市財田町財田上245-2	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無
監 事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和4年4月1日～令和5年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋山 秀和
副理事長	近藤 美代子
副理事長	鈴木 朝則
理事	秋山 勇

理事	伊藤 勝
理事	小野 詔子
理事	川崎 保彦
理事	久保 義博
理事	白川 洋二
理事	谷 邦男
理事	中原 優季
監事	菅原 順三
監事	前田 昭文

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。